

論 説

風俗犯の一考察

—身体露出行為の現象的理論—

中 村 秀 次

法が社会の変化に対して最も敏感に反応する領域の一つは、道徳や風俗と言われるものに関する分野であろう。広い意義では、法もまた倫理の中にいれて理解される。その時、一般に倫理は物の世界と対比する形で把握されるのが普通であろう。そして、倫理や価値と言われるものの世界は、人間の意識に密着した形をとらされる。およそ、眞面目な言辞にして、価値と事実とが全くばらばらなどといふものは考え難い。

価値が人間的事実であるとするならば、社会は、人間的自然とでも言うべきものであろう。社会倫理は、人間社会の指導規範として現われ、実践的な道徳として、あるいは風俗として、あるいは慣習として機能させられる。法は、これらの有効性を担保するものとして現われ、権威即ち力と利得とをその存立基盤として機能させられる。ただ、その力も利得も、社会の歴史として現われる理性の必然性に究極的に反することは出来ないような姿をとらざるべきであると思われる。

言うまでもなく、表現の思弁性は自認しなければならないであろう。けれども、言わば弁神論的な前提を擁し得な

いところで、独自のものとして立ち得ている現代人にとっては、このような當為の意味と目的が見据えられるに違いない。というのも、形而上学や觀念論などといわれるようなものを排斥してみても、人間の形而上的事實なるものが潜在し、觀念論なるものの基盤が残存して、むしろ転倒した姿で機能しているとするならば、單に将来の理想世界の実現された時点の論議ですますことは出来ないからである。抽象的に言えばとか、論理的に言えばとかいう呪文も、おおかた識者の心の中ではすりきれた響きしか持ち得ないであろう。こうして、法、社会倫理というものは、抽象と論理なしではすまされないとしても、その抽象並びに論理の意味は、常に反省を要するであろう。例えば、法なるものの窮屈的な形についてみてみると、法が事実となるときは不存在となるというより、むしろ事實が人間的自然となり、自然が人間的事実となるとき、抽象と論理とによる解離現象になじんだ法は、その限りでその役割を終るということが言われるであろう。そして、その過程を記述し、構想することは、一つの学問の意味であろう。今のところは、それは、殆ど端緒をつかむことさえ億劫な作業であるように見える。

ところで、風俗犯などと言われている分野においては、今日においてもなお、刑法と道徳の関係をめぐって、表面上二つの立場が競い合っているように見える。⁽¹⁾ 今日、一方は、刑法は社会倫理を維持するために強制されるべきであると言ふ。それに対して、他方は、刑法は道徳と縁を切つて社会的生活利益を保護することにのみ専念すべきであると言ふ。両者は、しかし、ただそれだけでは、道徳や社会的利益として何を想定しているかによって相互置換的であり、社会実在的には、余り当を得た対立の仕方ではないように見える。それでも、論者にしてみれば、これは單なる用語上の対立ではないということであろう。所詮、それは、相互に相譲ることのできない立場なるものを擁護するためには独自の用語法を用いているに違いないのである。夫々、独自の階層ないしそれと類似のものの法意識と社会生活関係を弁しているはずであると思いまざれていることになるのである。

近代において、所謂リーガル・モラリズムは、大体、保守的な役目を担わされたようである。それに対して、所謂

リベラリズムは、進歩的な役割を引き受けたものである。前者は、市民社会の中になお秘められた家族性關係のモラルを説き、後者は、その家族關係の解体の上に立った性のモラルを説いていた。

リベラリズムとは何であるか、一個の問題であるが、古い家族制度の解体を目あたりにし、そのさ中に生まれ、生きている人々にとって、本来保護されるべき家族性關係のモラルなど無きに等しかつたであろう。個体が単独に主體として現われる時、個体のモラルは、個我の主張、表現となる外はないであろうし、その利害調整の法的關係は、ニューサンスやプライバシーといったものに固有に結びつくであろう。たとえ人の気に障ることであっても、私的に行う自由を有し、この自由は、プライバシーの権利として保護されるのだと言われる。ただ、そのような行為が公然と行なわれ、おしつけがましく行なわれる時には、個我の存立の侵害であり、市民的生活の平穏の侵害であり、パブリック・ニューサンスと見なされることで調整される。なお、子供に対する場合にあっては、所謂ペターナリズムの原理が現われる。即ち、個我の成熟していない者は、保護されなければならない、という配慮も現われる。しかし、これはまた別の考慮を必要とする問題である。

論者のリーガル・モラリズム排斥は、政治的、政策的主張として見るなら別であるかも知れないが、文字通り素直に受けとめると、必ずしも説得的であるとは言われない。そこで排除されているのは、言わば国家主義的な物の見方、権威主義的な法秩序、前近代的な道德であるように見える。しかし、およそ国家主義的な物の見方とか、権威主義的な法とか、前近代的な道德というような観念をめぐっては、明白な考察は仲々見出し難い。そのような観念が実定性と同時に、ある意味で普遍性をも有していたというのはどういうことであるのか。そのような観念を可としたり否としたりすることにどのような必然性があるのであるか。そのような観念を作り上げることについて、思考はどのようにうまく限界を設定するのか。言わば、意味ある、影響力ある形に整うよう策をめぐらすのであろうか。兎も角、法と道徳とを区別する見地が果す進歩的機能というものは肯認されるとしても、今日も法が必然的に負荷されて

いるであろう倫理的性格を不間に付すことであまくすりぬけようとするのであるならば、その点には、何らかの形で論者のある面で過度に豊富でありながら、そのため返って生活の姿勢の根本のところに、むしろ未成の、生半可な社会的意識が映し出されている、と言わざるを得ないであろう。実際、法と道徳とを分離してしまうというのであれば、また、外面に集中して行為の動機、事情のモラルを結局は見離すというのであれば、それらの点においてモラリズムの根本問題を背負うことになるということに、卒直に意識的とならねばならないであろう。それは、倫理絶対主義に対する倫理相対主義の罠であったはずである。結局、現実に力を有するもの、優勢な生活関係、経済的身分秩序の主潮にある人々の力の素朴な曖昧な承認につながる、と繰り返し批判されて来たところでもある。危機的状況にぶつかると、必然的にその立場は、力は正義なりというような全体主義的觀点と補助的な關係をとり結ぶことが氣付かれて来たはずである。そのような事柄には十分に知識を有していながら、むしろ有するほどに、返って、そのような過程に身をおいてしまつのが常態であったようである。これは、知識人の概念構成の有するつまづきの石であろうか。

秩序なき変化——そのようなものが考えられるとして——が虚無に等しいことは、誰もが知っていることである。ただ、変化は、変化それ自体としての意味を負わせている。しかも、このことの本来の意味は、変化そのものの意味に限りがあることを認知した上で、その認識の上に立って、その事實をいかにのり越えたらしいのか、と言わば根源的に問い合わせに至る自己認識の中にあるのである。その意味で、不安というものは可能性が見出されるであろう。こうしてまた、変化なき保守——そのようなものが考えられるとして——は、歴史的世界の中には、沈滞となり、ある人々にとっては、終りのない圧迫となり、またある人々にとっては、絶望的な反応を惹起せしめるのが常である、というのは当然のことであろう。リーガル・モラリズムの悪しき面がそこにある、というのは、現象論、概念論として当然の評価であろう。しかし、今日我々は、至る所でつまづく。正当だと言われてはつまづき、明白に

正しいと言われてはつまづき転ぶ。既存の、論理的に明確だと評されて来た、これらの概念構成に対し、観念の禁欲生活とでも言うべきものに対し、避け難い違和感が生じ起してやまない。法の歴史的主体が普遍的主体として現われざるを得ない局面というものがあることは本當であろう。また、法が単なる事実の世界と言われる一種の抽象物と対比された形で、倫理的規範そのものとして現われざるを得ない人間の必然性の局面があるというのも本當のことである。しかし、これらの局面の位相を当然のこととして前提してしまうことは問題である。そもそも無意識的にあれ、意識的であれ、それらの位相を、あるいは問題以前の事柄であるとして切りつめたり、あるいは非法律的事柄であるとして諦めることがあるとするならば、まことにその態度そのものに、今日我々は不安を感じざるを得ないであろう。こうして、これらの觀点は、別様に把握すると、古典主義と実証主義との相補的関係として現われるのだと言われるかも知れない。その関係とは、比喩的に言えば、前者は後者を希望と不安としてうち眺め、後者は前者を絶望と郷愁として感じ取る、という風にも言われるであろう。だが通例は、古典主義は、教義主義や論理主義などと言われるもの悪しき表われとして付着させ、実証主義は、事実還元主義や多元主義などと言われるもの悪しき表われとして付着せしめることになりがちである。その限りで、互に非難されることにもなる。しかも、そのような非難の応酬の形ででも夫々に相應する影響を及ぼしていく。何であれおよそ定式化というようなものは、一面的であるといふ条件を付してみると、確かに眞実であるとしてもあやまつことは少ないのである。ところが、それらの条件を忘れさせるような強調によって歪曲が行なわれたとしても、必ずしも虚偽となるようには動かないことがあるものである。何よりも、このような帰結は、そのような定式化の有する眞理としての性格の中にあるというばかりでなく、それによって影響される人々に依存しているものだからであろう。

以上の一般的アプローチは、從来の一般的視点からいかなる意味と機能を有するものであるか、疑問がないといふわけにはいかないであろう。何よりも、生の事実、言わば出来事の実在論的連関を全くと見なされざるを得ないよう

に解されるならば、悪しき循環論・空論の非難を避けることは出来ないであろう。少くとも対象の言わば現象論的アプローチと経験科学の理論とのつき合せが必要とされる所以である。これは陳腐な言辞である。それでも、その真意は、科学的観察に思弁的态度を混ぜ合せようというのではなくかったのである。先人の用語を借りれば、原理にまで還元し難い頑固な事実に執着する科学の生來の非合理主義を反省すると共に、逆に今日政策化しつつある法、倫理にその生來の動因をとりもどさせたいとの希望を表現したに過ぎない。

二

さて、具体的に身体露出行為について考察しようとすると、この分野の学問的研究は、法律上も医学上も我国では極めて乏しいことが先ず認められる。殊に強姦等に比べて、この種の言わば倒錯的行為自体が少ないとか、あるいは何らかの規制が働いていて、社会的に広範な関心をひくことも少ないようである。一般に我国では、自我の意識が同質的集団の意識に吸収される状況が久しかったこともあり、行為者の行為感覚にも異った面が看取されようが、次第に歐米の行為様式、社会意識とも同調する傾向が窺われ、身体露出行為の現象論並びに理論については、主に歐米の研究が参考になるであろう。

一、現行刑法は、性と風俗に関する罪を第二二章の猥褻、姦淫及び重婚の罪の下におさめている。改正刑法草案は、これを風俗を害する罪と姦淫の罪とに分けて章別している。

ところで、草案所定の風俗犯に対応する罪は、明治初年の刑法においては、僅かに仮刑律に重婚罪を見るにすぎず、新律綱領や改定律例では、それさえ姿を消していた。旧刑法では、公然猥褻や猥褻物販売は、賭博・富貴興行・礼拝所不敬と共に風俗を害する罪に配せられ、淫行勧誘や重婚は、これとは別に姦淫諸罪と共に猥褻姦淫重婚の罪の中に組みこまれていた。公然猥褻や猥褻物販売は、ここで初めて刑法上に登場するが、それは、我国も西欧諸国にな

らって、文明國としての体面を整える必要があるとされたからであると考えられ、刑は何れも罰金にすぎない⁽³⁾。

ボアソナード刑法草案の公然猥褻罪（二九一条）は、「何人たりとも公の場所もしくは公衆の目に触れ得べき場所において故意を以て風儀を害すべき所為を行ひたる者は一五日以上二月以下の重禁錮、一円以上二〇円以下の罰金に処す」となっていた。「公の風儀を害すべき行為」とは、ボアソナードによれば、殆ど特に男女を問わず、故意をして其の一人又は数人の陰部を公衆の目に触れしめたる所為のみを謂うものと解すべく、且つ法律の精神に従えば、淫欲を遂ぐるの目的にて其の所為を行ひたるを要す、とある⁽³⁾。

旧刑法二五八条は、「公然猥褻の所為を為したる者は三円以上三〇円以下の罰金に処す」と規定するにとどまつた。当時一般的に、猥褻の所業とは淫事に関するに堪へべからざる醜行をいうと解されていた⁽⁴⁾。

旧刑法の基本構想は、明治二三年草案においても大体同様である。ただ、公然猥褻や猥褻物販売が単に違警罪とされ、重婚が刑法から姿を消している。こうして、刑法典がほぼ現行法と同様の体裁を整えるに至ったのは、明治三四年草案、特に明治三五年草案以後のことである。公然猥褻の罪は、明治三四年草案以来一貫して科料とされていた。旧刑法がこれを三円以上三〇円以下の罰金としていたのに比し、現行刑法制定当時の唯一の罰としての科料は一〇銭以上二〇円未満であるから、明治二三年草案がこれを違警罪として位置づけた考え方を踏襲したものと思われる。

戦前の解釈によれば、猥褻の行為とは、單に「第一に色情に関する行為」、「情欲を刺戟し又は之を満足せしめる行為」とするものと「性的意思を表現する行為即ち性的行為にして客観的に社会公衆の性に関する道義感情を侵害するに適するもの」として社会的道義観念を掲げるものとがあるようである。具体的な判断によれば、性的な意思が表現されることが必要とされるから、例えば放尿をするためであるときは、婦人の面前において男根を露出しても猥褻行為とは言われない。又、何らかの行為を施すことが必要とされるから、単純なる醜態を演することは除外される。醜態とは、臀部、股部を露出するというような羞恥を欠いた举动であつて、それ自体性交上の関係を有しないものを

謂う、と解されていた。警察犯処罰令によって処断すべきものとされていた。⁽⁸⁾

風俗に関する現行刑法は、昭和二二年に一部改正を被り、公然猥褻罪の刑もかなり引き上げられ、六月以下の懲役もしくは五百円以下の罰金又は拘留もしくは科料となつた。その理由書には、戦後における風俗頽廃の傾向を直接の機縁としたものには相違ないが、根本的には新憲法の予定する明るい健全な社会への理想を強調したもの、とある。戦後における改正草案の内容は、少くとも形の上では戦前における改正草案のそれと酷似する。体系的には、予備草案（昭和二年）以来、姦淫の罪を個人法益に対する罪として、風俗を害する罪とは別にこれを規定している。この体裁は、仮案（昭和一五年）、準備草案（昭和三六年）、今回の刑法改正草案でも変らず、その章名はすべて同一であり、おさめられている犯罪類型もほぼ同一内容のものとなつてゐる。

現行法の戦後の解釈として、滝川博士は、猥褻行為とは、性欲を刺戟するとか、満足させることを目的とする行為であつて、他人に羞恥を感じさせるものという意味である。⁽⁹⁾とされる。これは、社会的道義観念に殊更に言及する態度を避けるものとすれば、記述的構成要件論の方向では認されるであろう。言語による場合、例えば寄席における漫談、万才、落語などが一般的に羞恥を感じさせる場合には、猥褻行為というべきである、とされる。井上正治博士も、猥褻行為は、言語によると動作によるとを問わない、と解される。⁽¹⁰⁾言語については消極説もあるが、人前で性器を露出する行為が公然猥褻に該る、というのは通説である。⁽¹¹⁾姦淫は勿論猥褻行為であるが、接吻や乳房の露出などは猥褻行為ではない、とされる。藤木教授によれば、公然猥褻行為とは、現時点においては、性器を露出する行為、あるいは正常異常を問わず、性行為そのものを他人に觀賞させる行為に限るべきである、とされる。⁽¹²⁾猥褻行為を、犯罪学的に見て、単純な公然猥褻行為と営利的猥褻行為とに分けるのが一般的であり、前者は性的異常者、後者は常習的・営業犯的なものとされる。公然は、構成要件要素であり、公然猥褻罪は、抽象的危険犯であると言われている。⁽¹³⁾猥褻性は所謂規範的構成要件要素である、と解されている。

他に、軽犯罪法の一条二〇号の身体露出罪の系譜がある。既述の通り、明治以降、類似規定は、明治一三年刑法の第四篇違警罪の中につかがわれるであろう。因みにボアソナードの刑法草案註釈卷の下によれば、公の場所もしくは公衆の目に触れ得べき場所において、皮膚を露わし又は全く裸体になつて沐浴するの所為にても、他人の目に触れしめんとの意思あらざるときは、風儀を害する所為と称すべからず、違警罪にすぎず、とある。⁽¹⁸⁾ 明治二三年刑法草案では、今日の公然猥褻罪が違警罪篇の中に入っている。明治三四年、特に明治三五年草案以後、猥褻罪は現行法の体裁をとっているし、こうして制定された現行刑法からは、旧刑法違警罪篇が削除されたため、それに代つて明治四一年内務省令として警察犯処罰令が公布されることになった、と解される。同三条は、左の各号の一に該当する者は二〇円未満の科料に処すとあり、その第二号に触態行為というのがある。公然猥褻の罪の科料も一〇銭以上二〇円未満であつたから、刑の上で輕重はなかつたわけである。ところが戦後昭和二二年の刑法の一部改正によつて公然猥褻の罪の刑が引き上げられ、昭和二三年の軽犯罪法は、それまでの警察犯処罰令を廢止した。軽犯罪法の刑は拘留又は科料である。

こうして、身体露出行為の規制には二つの系列が存在する。両者の関係をめぐつては、刑法一七四条の猥褻行為は、消極的に軽犯罪法によつて限定を受け、それに該らない場合に、一七四条の犯罪類型に該るかどうかが問題となるとか、⁽¹⁷⁾ 軽犯罪法の罪には陰部の露出は含まないとする見解などがある。⁽¹⁸⁾併し、結局両者は程度の差とも言うべきものであろう。尚、それらとは別に今一つの規制形態が見られる。地方自治体の保護条例がそれで、これは、主として青少年保護を目的とするものである。

我國では、身体露出行為に関する判例として登載されているものは多くない。⁽¹⁹⁾

諸外国ではどうであろうか。人類学的関心から、世界の各地に残る裸体に関する特有の習俗が報告されている。⁽²⁰⁾ 又、西欧の歴史には多彩な記述が散見される。⁽²¹⁾ 各国の法的規制及びその歴史的展開過程は、それほど異つているようには

見えない。ただ英米には豊富な資料があつて興味深い。

英米法において、露出行為を規制する法体系は、所謂浮浪者法に由来するものと、ローハン・ロー上の猥褻行為法との二つのものに分けられる。イギリスでは、早くから Vagrancy Act が存在しており、一定の無類行為者、浮浪者、労働嫌忌者、道徳頗惡者と言われる人々が捕捉されて来たが、今日では一般的にローハン・ロー上の猥褻行為の罪は、男性の性器露出行為をカバーするものと見なされている。アメリカの模範刑法典は、二つの違反形態を定義づけようとしたものによつてある。ローハン・ロー上の ⁽²³⁾ open lewdness は、公共上、性交ないし裸体に関する良俗を甚しく侮辱する場合である。他方、⁽²⁴⁾ indecent exposure は、性的満足を得るために性器を特に露出する場合であり、通常の open lewdness よりも重く罰せられる。その行為は、威圧的な性的侵害となり易いし、少くとも度々そのようなものについて行われるかなどされる。こうして、後者は性犯罪の下に排列され、前者は公序良俗違反の下に排列される。

アメリカにおける ⁽²⁵⁾ indecent exposure 即ち、公衆の面前で且つ公の場所で自己の陰部をいたずら意図的に露出あるいは、ローハン・ロー上の犯罪である。このローハン・ロー犯罪は、なお多くの州に残っているが、今日一般的には制定法によって犯罪とされている。基本的な犯罪構成要索については、両者殆ど共通であるが、制定法犯罪では、行為の公然性などについて若干の修正があるようである。先ずローハン・ロー犯罪を見てみよう。

初期のイギリスの事件 Le Roy v. Sidley (1663) において、被告人は、庭園のバルコニーで多数人の前に裸体をさらしたことで起訴され、罰金を科され、常態にむじるまで一年間拘束された。⁽²⁶⁾ Rex v. Crunden (1809) において、被告人は、海辺で脱衣して水浴したが、その際、一並びの家々の窓から田撃され得る状況であったため、本罪で有罪決定された。初期のアメリカの事件 Britain v. State (1842) では、奴隸女が裸で村を歩行するのを許容した奴隸主は lewdness (良俗違反) で有罪決定された。

indecent exposure の罪は、有意的・意図的行為から成るものでなければならぬ以上、その犯罪の要素は、常に有罪決定の前に立証されねばならない。意図せよ、ローハン・ロードの身体露出罪の実質的構成要素である。Case v. Comm. (1950) において、被告人は、車庫の外で身体を露出したというものであるが、通行中の女性らの注意をひきつけようとしたわけではないとして、有罪決定が取り消された。

ローハン・ロードの身体（陰部）露出罪を構成するには、一人以上の者が現実にその行為を見たことと示す必要はなく、人が目撃し得るような公の場所で行われたものであればよ。Reg. v. Farrell⁽³⁾ (1862) によれば、一人だけによって行われ、一人の者だけによって目撃され得るに過ぎない露出行為は、ローハン・ロードの犯罪ではない。Reg. v. Watson⁽³⁾ (1847) によれば、教会の庭先で特定の女性の面前に裸体を露わしたとしても本罪には該当しない。ローハン・ロードは、公的即ち数人に対するものでなければならない。Van Houten v. State⁽³⁾ (1884) によれば、身体露出行為が公の場所で意図的に行われたといわれば、誰かが露出行為を目撃したということは、その犯罪にとって基本的なことではある。St. v. Walter⁽³⁾ (1895) によれば、公道で男が陰部を露出し、一人の婦人が目撃し、他の通行人も見る可能性があればよい。St. v. Goldstein⁽³⁾ (1906) によれば、その行為が多数の不特定の観察者によって目撃される蓋然性があれば十分である。Noblett v. Comm.⁽³⁾ (1952) では、一〇歳の少女を車に呼んで性器を露出した行為に対して、公の場所で行われ、他の人々も目撃する蓋然性があるといわれた。

同意に関して、Comm. v. Hardin⁽³⁾ (1880) によれば、たとえ私的場所での二人の間での身体露出行為がローハン・ロード犯罪にあたるかむか疑いがあるとしても、当該行為が懇請されたり、同意が為されていたとすれば罪とならない。

身体露出行為がローハン・ロード犯罪を構成するためには、当該行為が公の場所で行われる必要がある。併し、当該行為が、一人以上の者の眺望可能な、公衆の視界に開いた場所で行われれば、この要件は満たされるようである。Reg.

v. Thallman (1865) によれば、田家の裏屋根で裸体をさらつていたとしても、数名の者が窓から目撃つたといふ。公の場所の郵便は窓だねだ。⁽³⁾ Reg. v. Harris (1871) によれば、公衆便所は公の場所である。⁽⁴⁾ State v. Goldstein (1906) によれば、通りに面した田家の食糧品店の硝子戸内は公の場所に該る。Reg. v. Holmes (1853) によれば、バスの中や、数人の乗客の前で身体露出した場合、乗合バスは、このような状況の下では当該犯罪によるものである。⁽⁵⁾ Reg. v. Bunyan & Morgan (1884) によれば、公共の建物の応接室のようないくつかの場所に見られるような場所であれば、公の場所にあたる。⁽⁶⁾ Reg. v. Wellard (1884) では、公道を多く通行人の視界の届かない沼地であつたとして、何人であれ自由に出入りするがよだれたのか、公の場所と見えるところである。

Messina v. State (1957) によれば、公道に停車した車の中は公の場所である。

猥亵法上の身体露出罪に関する判例を次に見てみよう。各法域でリニア・システムの相違はあるうが、立証上の問題について、行為の存在は、少くとも一個の真摯な証言で満たされるうに見えるし、行為の不快嫌悪性は陪審の決定する事実問題である。People v. Evans (1956 Cal.) によれば、被告人が車でつけ回したこと、その車が街角に停車して被告人が招くよつた身振りをしたといい、好意心から覗き込むと被告人が性器を露出していた、という一四歳の少女の証言や十分である。⁽⁷⁾ People v. Palladino (1962 N. Y.) によれば、宣誓した三人の一〇歳以下の少女と宣誓しな一一歳の少女が、被告人は車の中に座っていた、ドアを開閉しており、開いたドアから性器が見えた、と証言すればよい。⁽⁸⁾ Marshall v. State (1957 Okla.) によれば、被告人が性器を露出するのを見たところ二人の少女の証言と、被告人が罪を認めたところ警察官の証言で十分である。⁽⁹⁾ Mc Gowan v. State (1963 Okla.) によれば、被告人が車を停めて道を尋ねるふりをして性器を露出したこと及びその車のナンバーについての11人の少女の証言があればよい。⁽¹⁰⁾ State v. Bostwick (1952 Or.) によれば、女子高校生への通学する公道やの性器露出行為がそれを目撃した少女らに不快嫌悪感を与えたかいかは、陪審が決定する問題である。

身体露出に拘らず、特に当該行為を *indecent exposure* として犯罪類型といふことの制定法の下に起訴されたり。したがつて、おなじく良俗違反行為を規制する制定法によつて罰せられたり。たゞ ⁽⁴⁾ 例へば *Green v. State* (1962 Ga.) では、身体露出行為は道徳壞乱の *public indecency* を規制する制定法によつて罰せられた。 *Comm. v. Wardell* ⁽⁵⁾ (1880 Mass.) によれば、訪問販売員が訪問先の一歳と四歳の少女の面前で性器を露出すれば、年長の少女だけが見たり禿きなどとして、⁽⁶⁾ *public indecency* にあたる。 *Weymouth v. State* (1963 Tex.) によれば、被告人は、自分の車庫の裏口で性器を露出したままだといひ、背後六〇フット位にいた女性の田に入つたといつて事案について、一六歳以上の他人に身体を露出して不快嫌悪感を生ぜしむる行為を規制する制定法によつて有罪とわねだ。 *State v. Hintenberger* ⁽⁷⁾ (1956 N. J.) によれば、被告人は、九歳の少女に淫らに性器を露出したりして *public lewdness* として罰せられた。

多くの州は、年少者に対する身体露出行為を禁止する制定法を有してゐる。これらの制定法は、一定の年齢以下の子供に対する露出行為に対してのみ適用されるし、その露出行為は公の場所で行われることを要求されず、子供以外の者が目撃する可能性のある場合である必要もないといつて重要な例外項目を有してゐる。それらは、女兒に対してと同様男児に対する露出行為にも適用されるのが普通である。刑罰は、大人に対する露出の場合よりも厳しいようであり、子供に対する保護の觀点が明白である。 *State v. Trenary* ⁽⁸⁾ (1955 Ariz.) では、車のドアを開いて、一四歳の少女数名に性器を露出したという事案に対して、一六歳以下の子供を保護する特別法によつて处罚されたが、裁判所は、一般的な制定法で訴追されることも可能であつたと述べた。 *Gabbard v. State* ⁽⁹⁾ (1956 Ark.) では、被告人は、性交の目的で、一四歳の少女を自分の車を見せるとの口実で車に入れて、性交を試みる間中性器を露出した事案について、一六歳以下の男女に對して意図的に身体を露出する行為を規制する制定法の下に有罪決定された。 *State v. Le Blanc* ⁽¹⁰⁾ (1948 La.) では、一六歳の少女の面前で身体露出した事案に対して、一七歳以下の未成年者の面前で

意図的且つ淫らに身体露出する行為を規制する制定法の下で有罪決定された。類似の判例は夥しい。

一年少者に対する身体露出行為は、assaultとして把握されることがある。少くともオハイオ州の制定法によれば、子供に対する身体露出行為は、古典的な暴行概念には含まれないとしても、暴行として处罚される。例えば、State v. Green (1948 Ohio) では、映画館で後部座席の少女に対して身体露出した事案について、身体に直接触れることがなくても暴行にあたるとされた。

身体露出行為があつても、不注意であるとか、偶然や必要にかられて、又は何らかの医学的・美術的目的で行われた場合には罰せられない。主観的犯罪構成要素として、有意的且つ不快嫌悪感を与えるような様式で行為するという意図が示されなければならない。制定法は、一般に wilful, intentional, lewd, offensive といった文言を使用するなど、この要素を認知している。Danenport v. U. S. (1948) では、国立公園内にある女子寮の窓から眺められる所で身体露出した事案につき、国立公園規則によって处罚されたが、その際、行為を特定人に見せる意図は必要でなく、一般的に人から展望され得るような場所であることの認識があればよいと解釈された。State v. Granger (1947 Mo.) では、マッサージを兼つて一人の女性に性器を露出した事案で、意図はなかつたとの主張は受けられず。Rice v. State (1961 Okla.) では、通りに立つて前に持つていた雑誌をのけて通行中の一人の少女に対して性器を露出した事案につき、過失の主張が退けられた。Comm. v. Pride (1940 Pa.) では、帰宅中の女性に接近して性器を露出し、駆け出した女性の後から追つてさらに更に性器を露出した事案について有罪とされた。Ryall v. State (1958 Tenn.) では、停車中の車の中から、通行中の女性の注意をひきつけて性器を露出した事案につき、特定の意図や目的は必要なく、性器を露出するという一般的意図があればよしとされた。

他人から見られることが無関心であったような場合は、殊更に自分に注意をひきつけるような特別の目的を有する場合に比して軽い用が量定される。Marshall v. State (1957 Okla.) では、一人の少女に対して車の中か

の性器を露出したことで有罪決定されたが、気障りな医療ガードルを外すために脱衣したとして減刑された。Cook v. State (1958 Okla.)によれば、被告人が夜間女性の家の窓外で性器を露出していたところ、犬が吠えたのび、やの女性がカーテンを引いて外をうかがってその情景を目撃したという事案で、殊更に注意をひくような素振りを示したわけではないとして減刑された。

更に以下のような事例では有罪決定が取り消されている。Hearn v. District of Columbia (1962) によれば、夜中に照明した二階のホテルの部屋で一日続けて身体を露出したことを約百フィート離れた窓から警察官に目撃された事案につき、意図的に他人に身体をさらしたわけではないとして、有罪決定が取り消された。Selph v. District of Columbia (1963) では、道路から約100フィート離れた窓の奥四フィート辺りに早朝着替えのため裸で立つていた所を婦人に目撃された事案につき、露出行為は、合理的な人間が自己の行為は他人の観察に開かれているであると認識するか又は認識し得べき時と所で為されたものでなくてはならないとして有罪決定が取り消された。State v. Peery (1947 Minn.) では、一隅に窓のある寮室で着替えるため裸身でいるところを一人の女性に目撃された事案につき、手振り、身振り、物音その他露出状態に注意をひきつけるために考えられた動作がないならば、又その行為が人に観察されるつもりであったと合理的に推定されてよいような公の場所に開かれた所で演じられたのでないならば、意図ありと言えないとして有罪決定が取り消された。

証人に関して、普通に要求されるのは、一人の者が露出行為を目撃したこと、そして少くとも他の一人がそれを見たかあるいは見る可能性があったことである。Reddish v. State (1960 Ga.) では、公道をドライブしている母親と娘の車の前に裸でとび出した事案につき、その娘も見ようとすれば見ることができる状況であったとして public indecency で有罪決定された。

証人（目撃者）の同意の効果あるいは現実に嫌忌されなかつた場合に関して、判例は必ずしも統一的ではないが、

若干の制定法は、そこに嫌惡すべき者がいればその露出行為は犯罪となるとしている。証人の同意の問題は、ステディーズ・キャンプの場合、決定的要因であるように見える。若干の裁判所によれば、一般公衆の視界からおかれていた所で、露出を眺める人々がそれに同意し、又それを嫌惡しない場合は indecent exposure ではない。ニューヨーク州では、利得の為のステディーズ施設ないしキャンプは、制定法に違反するが、商業ベースにのらないプライベイトな秩序立ったステディーズは、罪とならないとする判例がある⁽³⁾。併し、若干の州では、プライベートなステディーズ・キャンプで行われたものであっても制定法によって禁止される。

身体露出罪が成立するためには、その行為が公の場所で為される必要があるとするロマン・ロー上の要件は、制定法の多数によつても実質的に維持されている。例えば *Peo. v. Dohen* (1952 N. Y.) では、当該露出行為は、制定法にいう公の場所ではなく、被告人の家の地下室で為されたとして、有罪決定が取り消された。併し、若干の制定法の下では、私的な場所で行われたとしても、他人がそれを目撃するかあるいはそれによつて嫌惡感を覚えるような、そういう場所であればよいとしている⁽⁴⁾。 *Baker v. State* (1957 Ala.) では、公道から約 10 マイリー離れた屋敷内での露出行為を、車で通りかかった女性旅行者に見られた事案で、有罪決定された。 *Peo. v. Legal* (1974 Ill.) では、自家の食堂で裸体になつて居る姿を隣家の居間から目撃された事案で、被告人の行為は、公道からは目撃されないとして、住居内の市民から目撃されるものであればよいとして有罪決定された。

尚、*U. S. v. Hymans & Paynter* (1972)⁽⁵⁾ では、被告人らは自然森林の指定区域内でヌードで水浴し、日光浴したことと、自然森林内の猥褻行為を規制する制定法によって罰金刑に処せられた。

行為の概要や規制の形態を明確化する上では、これで必ずしも目的とするわけではないので論評はさし控えるが、それらが行為に対する理解の深化と必ずしも直接的な相応関係を示すものではなく、幾重にか折れ曲つたり、倒立したりして現わることがある、ということを認識することは必要であろう。

二、一般的に、身体露出行為者は、臆病で、目立たず、自己主張のできない人々であるが、身体露出という行為そのものは攻撃的であり、特に児童少年に対しても、時として心理的に深い傷痕を残すことがあり、行為者の家族に対しても解体的効果をもつことがある、何にもまして、自己破壊的色彩が濃いと言われている。しかし、通例、この行為の被害者の被る損害はそれほどものではなく、概してこの型の犯罪人は危険ではない。今日の研究水準によって明らかにされたことは、身体露出行為は多様な精神活動的萬能の徵候であり、各行為者について様々な動機が働いている、という」とである。ただ、まさにこの複雑さ故に、これらを社会的次元まで含めて有機的統一的に説明し、処遇にまでおよぶような一貫した満足すべき理論を築くことの困難さ故に、裁判所、精神医、ソーシャル・ワーカーを悩ませている。そして、そのため返って、現状では便宜的に機械的・分断的な鑑別と処置に甘んじ、あるいは人類学的・気質学的な次元に自己規制する一方、事実的なそのような限界の問題を法的規制と人間行為並びに社会関係についての因襲的理説とに委ねざるを得ないといつたところにあるよう見受けられる。

しかし、そのような現実の現象の複雑さとそれに対する困惑とが率直に表明されてきたわけでは必ずしもなかった。多くの精神医たちは、身体露出行為の症徴候群を独自に記述し、それに多様な説明を付して来た。最初、身体露出行為者の状態は、フランスの神経学者 Laseque (1818～1863) によって記述されたと言われる⁽¹³⁾。それ以来、身体露出行為は、時に様々な概念によって把握されつつ、西欧では警察記録上最もありふれた犯罪の一つとして報告されて来た。例えば、一九三八年のイギリスの報告でも indecent exposure は完春に次いで多く、他の性犯罪をひき離している。露出行為は全性犯罪者の一四ペーセントを占めると共に、累犯者の中で最高の比率 (二〇ペーセント) を占めたと報告されている。

身体露出行為者の人格類型については、基本的には一致が見られると言うのが一般的な理解であったように見える。即ちそれによると、受動的・衝動的であり、寡黙であって、しかも分裂的氣質をもった道徳的にむしろ厳格な者

として記述される。⁽²⁶⁾ 同じく、内氣で、臆病な、そして良心的で、通例、教育と知性のある者として記述される。それに対しても、異った性格類型を報告するものもある。即ち、無遠慮で、短気且つ表現力に富む少數群の記述もあるのである。⁽²⁷⁾ ここでもやはり注意を要するのは、統計的観察一般の限界はさておき、多分に被験者は、験者が何を期待しているかを敏感に感じとて、往々にしてその価値体系に順応することがある、ということであろう。しかも社会生活の次元においても同様のことが言えるものであろう。そのように修正項を考慮に入れてみると、身体露出行為者的人格はまちまちである⁽²⁸⁾ と語る者が卒直であるように思われる。結局、性格、気質、人格的なと言われるものを類型化することは、参考にはなるかも知れないが、本当のところ、現実を十分に把握するということとは余り縁がなさそうである。

次いで、身体露出行為の現象に理論的説明を与えるとする様々の試みが行われて来た。初期の企ては、身体露出行為を他の何らかの障害（人格障害、精神病、精神欠陥）の第二次的徵候として説明する方向性がまさつていた。その後、身体露出行為自体を独立の実体として把握する方向も生じて來た。この方向性に立つ論者では、身体露出行為が精神病その他の疾患に付随すると考えられる場合とそうでない場合との間で区別が行なわれるようになつた。そして、この理解の仕方の流れの上で、その発現形態が身体露出行為に限定された脅迫性の倒錯であると見る考え方が広まることにもなつた。

例えば、ある論者は、身体露出行為を脅迫神經症の中に含ませることによって、それを肉体的快楽や個人的利得の追求ではなく、無意識の駆動力によって動機づけられたものであると理解する。⁽²⁹⁾ 身体露出行為者が度々あたかも逮捕されることを欲するかのようにふるまうという事実を、その脅迫的な制御不可能な衝動性から説明するわけである。それと共に、身体露出性向の習得という事実については次のように理解される。即ち、攻撃的、威圧的、自己陶酔的、誘惑的な母親や配偶者の態度を非難するものとして、身体露出行為をそれらの者に対する挑発的な自己主張の一

形態として理解している。ただ、この身体露出行為の救済への無言の申し立て、即ち言わば父親に代り得る権威者からの救済への訴えと言われるものも本能論的に解釈されているようである。そのようなところには問題があるであろうが、これはある程度の説得力を持つばかりでなく、いささか楽天的ではあれ、改善への見込みもあって動力学的理論の発展に寄与するものであろう。

その思想の影響の下に、別の論者は、行為者に身体露出への欲求が起るのは女性との葛藤が昂揚した時である、と述べている。それと共に、身体露出行為者の多くは、既婚者であり、その逸脱行動は、性関係の欠如に基因するのではなく、むしろ性関係に伴う不満や不安といったものに基因するものと推断している。⁽⁶⁾ 身体露出行為を母親ないし妻との間の支配・従属関係をめぐる葛藤に関連する本能的な攻撃的表現様式として眺めるこの解釈は、最近までも優勢であったように思われる。⁽⁶²⁾ この局面の解釈を最も包括的に展開したのは Karpman であろう。それによれば、身体露出行為は、感情的危機に直面して抑圧規制が失敗し、禁止機序が破棄され、幼児期の人格が出現したものである。⁽⁶³⁾

精神分析の古典的理論とも言うべきものによれば、倒錯行態は、所謂去勢恐怖を否定すると共に、遠回しに性器的満足を得るための方法として理解される。性器を露出するという幼児期的退行は、正常の性交に結びつけられた去勢の危険を回避しつつ、性的満足を得る方便とみなされる。⁽⁶⁴⁾ こうして、精神分析理論は、殊に身体露出行為例において、所謂退行の役割を重要視することになった。

以上の、多分に本能論的公式論的傾向に対し、思想的に異ったニュアンスを与える一群の論者が、殊にアメリカでは有力であるように見える。例えば、幼児期の性器露出行為に対し加えられた母親からの懲罰に対する報復として露出行為が生じた例が報告されている。⁽⁶⁵⁾ また、支配的な妻との葛藤を解決する方法としての露出行為に言及するものがある。⁽⁶⁶⁾ 更に、身体露出行為によって、愛されたいという欲求が示されたという例を報告しているものなどもそれである。

これらの場合、身体露出行為の微候が、單なる本能的な衝動の表明以上のものとして理解されている。即ち、現実の状況に対するもつと複雑な行動反応として眺められていることがわかる。これらの所謂 acting out の概念に包括される行動は、単に破壊的であるに過ぎないと、いうのではなく、建設的——愛されたいとの欲求、独立したいとの欲求——でもあり得ることが理解されている。この範疇にあつては、行為者は無意識のうちにではあるが、人生の初期に満足を与えてくれたであろう諸経験を修得しようと試みているという地平から推論が展開されているようである。そのような試みは、社会的にはたとえ不満足な防衛機序でしかないものであって、処遇過程の中で断念させられねばならないものとして規定されざるを得ないとしても、他者との関係の中で問題を解決しようとする企てとして理解され、そこに適応的な含みが看取されることになる。

ここまでくると、所謂実存的、現存在分野の觀点もわかり易いものとなるであろう。例えば、Boss は、他の見解が多くは沈黙したり、門戸を閉ざしたりしている地平で、愛に触れる何か積極的なものを身体露出行為の中に見てゐる。それによれば、身体露出行為のもつ歪みや破壊性は所謂破壊的満足自体を狙いとするものではなく、寧ろ言わば愛のエロスの衝動の表現手段に外ならないであろうと想像されている。⁽⁵⁾ これは正に反対方向に位置するであろう主張を当然予想してのことである。即ち、あらゆる倒錯的行為を歪みの理論 (deformation theory) に従つて眺める人類学的觀点などがそうである。そのような觀点を選びとった地平からは、身体露出行為なるものは、破壊的作為であり、それには必然的に倒錯の愉悦が伴うものである、と解釈されるであろう。結局、そのような現象は生物学的な歪みに外ならないと見られるであろう。逆説的に言うと、その解釈の一種自然的な色彩というものが返つて、それらの立場の道徳的・社会的意味を発現しているのである。論者の役割意図とも言つべきものが、法的規制並びに処遇に対する態度によって評価されるということであろう。それらの理由づけの方法によって判断されるということであるう。

三、こうして今日、極端な人類学的立場のものを除いて、身体露出行為が複雑な人格攪乱の徵候であるということは認容されているように思われる。結局それは、人間は、理論的に抽象されたその精神構造の断片によってではなく、その總体的な人格をもってその環境に反応するということを理解することなしには、言わば対他存在としての人間、そして社会的存在としての人間の把握も不満足に終らざるを得ないことを示唆しているであろう。このような認識は、別段とりたてて言うほどのことではなく、誰もが思いおよんでいることであるにちがいない。しかし、更なる問題は、実は事態の展開に結びついた諸々の困難さにあるようと思われる。その困難が、不斷に人々の意識にかかり、その責任を問うまでになるとき、人々は萎縮的に反応したり、あるいは抑圧的な対応に駆り立てられることになるようと思われる。しかも、現代の知見の豊富な中にある個体として、今日そのような反応、そのような対応がもつ人間性のその一種倫理的、禁欲的な反応の、言わば社会経済的の根拠並びに歴史的、制度的な限界も、既にある程度まで人々の意識にかかるて來ている状況があるであろう。そこに現代の危機的状況と言われるものの思想的結束点があるよう想像される。あえて言うまでもないことであるかも知れないが、ペシミズムとか冒險主義とか言われるものの応酬並びにスイートシズムなるものへの寄る辺なき退避に終ることがないような実在的観念が、常に、せめて背景になりと要請されている必要があるであろう。

このように、刑法と倫理觀をめぐる対立と精神医学的理論の展開と対立とを一見無関連に提示したのは、既存の理論と実践的方法的視座には何か不満足なものがある、という感懷は一般的なものとしてありながら、その具体的な構想にとりかかるや否や次のような問い合わせぶつかるであろうことを予想しての布石としてである。何故にある時点で、ある人々によって、ある理論が立てられ、政策がとられるのか。それは、言わば人間と社会にとって最も重要なものといかなる関係にあるのか。このような問題をも含んだような広い意味の刑事政策の根拠、基盤といったものになるであろうような前提的諸事実への洞察と反省がどのように行なわれるべきであるのか否か。それが制度的にもコミュ

ニケーション可能となるような方向性が望ましいと思われるのか否か、と。

三

露出症ないし身体露出行為と言われる現象の理解と既存の法制理論とは、一見すると相容れないよう現象せざるを得ない。およそ自由な意思の主体という理論的理念に認可が与えられ、法的責任の前提に据えられて以来、その判定基準は、詮じつめれば、理性人の標識たる善惡の認識の可否にあつた。これには勿論一定の生物学的基礎が仮定されてのことであつたが、要点は、善惡の認識という所謂法律的心理的基準にあり、それによると、言わば白痴とか明らかな精神病でない限り、責任ありとされて刑罰を加えられることになる。近代以後の刑事責任の法改革は、この基準を緩和し、門戸を拡張する方向で進められるという形を示した。ただ、その間、有罪決定後の矯正段階の改善は、逐次現実的発展を示して來た。他方、衡平の考え方方が有罪決定・量刑段階に現われた場合に責任の実質的な減少が認められた。これは、限定責任能力に代表される觀念であるが、およそ形式論理的な応報理論から言うと、説明困難なことであると考えられた。抑止理論でも改善理論でも同じく説明困難であると考えられた。結局、一般通常人の衡平感情に基く素朴応報理論によって説明されるはかないように見えた。従って、限定責任理論は必ずしも十分発展する基盤を有しなかった。その間、アメリカなどでは、責任能力の基準の拡張も逐次達せられ、それは同時に所謂保安処分の実質的な拡大でもあつた。こうして、犯罪、殊に露出症を含む風俗犯は、医学的問題になじむとの見解が積み重ねられた。若干の法域では、性精神病者法などが制定され、非行の反復と非行者の危険性とを基準として精神施設に収容する道が講じられたりしたのも同様の考え方である。この見地は、アメリカのコロンビア地区のダラム判決の中に法律的表現を見たが、これは言わば法の勇み足であった。精神医学は十分な保護・処遇の手をさしのべるほどには至つておらず、多く病院精神医学者たちの管理的態度は、およそ医学の根源的定義への反省を迫ることになつた

し、急反動として、反精神医学的精神医学者たちを招き寄せたりもした。法的には、収容者の人権問題が表面化したし、処遇を受ける権利や放つておいてもらう権利が要請される社会的状況も理解されることになった。嘗て、何故に責任が必要なのか、責任があれば何故に刑罰を受けなければならないのか、と問われたように、人は何故に処分を受けなければならぬのか、と問われることになった。その間、気づかれるようになったことは、必ずしも法だけが時代遅れにあやまっていたわけではなく、刑罰体系それ自体、処分法体系自体の考え方にも、ゆがみ、ひずみ、倒立が集約されていたことであろう。

身体露出行為者についてみると、相当の者は、神経症的個体ないし所謂精神病質人格であるとしても、法の基準で書えば、責任能力者であって、刑務所に収容されていた。そこで、この点を批判して、先のような観点がここでも申し立てられた。併し、むしろ矯正処遇の面で優れたプログラムを有しているところもあるようである。カリフォルニアやイギリスなどがその中に加えられるかも知れない。一九五四年のイギリスの例でみると、露出行為者の五四パーセントが罰金で、二二・六パーセントがプロベーションであり、自由刑は一四・四パーセントであつたし、特にプロベーションが増加している点が注目された。一般的には、この傾向は歓迎され、精神療法を受ける受刑者のための施設処遇およびプロベーションと結びついた精神処遇はすべて犯罪の根源へ入りこもうと企てる困難な犯罪者処遇形態であることが認識されているようである。⁽³⁵⁾ここまでくると、先に身体露出行為の現象の現代的理論との対話も可能となることが想像されるであろう。

それでも、現実的にはなお認定の段階にも問題は保留したままである。アメリカの模範刑法典の考えは殆ど既に責任能力を刑罰適応性であるとする原則的見解であるようであるが、矯正面で大巾に多様化が進んでいくこと、実質上、責任能力概念が廢棄されているような面があることから道徳的問題が生ずるもの如くである。因みに、ダラム判決は、責任を決して新派などのようには解しておらず、非難可能性であると明言しているのであり、倫理的なものとし

て現われざるを得ない法の局面を認知していたのである。それが外れてもよいというのなら、その概念構成の形式性に対しても、論理的に言って、従来の意味の法も存在理由を失って、その代り専門家集団の決定というようなプランにとって代わられるであろう、という陳腐な批評でまことにあうであろう。ただ、そのようなプランは、本当は一般的の認識とは逆に想像力の貧困な未成な思考の所産ではなかろうか、と付言しておかざるを得ない。人間が、社会的経済的、身体的精神的に自立であるべき可能性にゆがみ、ひずみ、裂け目があるところで、そのような概念的プランが如何に機能するか、如何に機能しないか、およそ人は夫々に体得する機会は有したはずである。およそ、本来の倫理なるものの輝きを恐れるあまり形式的に支配的既成道徳にすがり寄ることがどうてい十全な姿勢とは言えないよう、形式的に支配的な既成道徳の腐爛臭にくさされて、倫理、道徳について語り得なくなることも未だ十全な態度とは見なされまい。

注

- (1) 一九七〇年代半ばに、イギリス労働党は、現行の性犯罪に関する法改正の勧告を行つた。それは、社会の福祉と個人の自由との最大限の保証の両立可能性を求めるもので、性的自由化へ向う趨勢の上にあるものとみなされた。それは、ウォルフエンデン委員会と同じ立場から、リーガル・モラリズムに反対する。その指導的メンバーの一人は次のように述べている。「我々は、個々人に対する性的行動における道徳の標準を強制することは法の適切な用法であるとは考えない。異性間であれ、同性間であれ、性的享有への能力は人間の自然的資質である。市民はすべて、権利として、その行いを選択する最大限可能な自由を有すべきである。ただ、常に他人が直接に害を被ることなく、又、不本意にまきこまれないという条件の下だ。」(Antony Grey, "Sexual Law Reform Society Working Party Report", 1975 Crim. L. Rev. 323) 刑法が介入してよぶ場合が次の二個の場合に限られる。一つは、眞の同意が存しない場合、二つは、当事者の中に能力の十分でない者がある場合、三つ

は、意思に反して公衆をまきこむような場合、である。こうして、勧告は、性犯罪という独立の範疇を法から排除すべきことを提案する。以上の原則の下に、依然として可罰的な行為はすべて別の範疇の中に割り当てられる。即ち、人に対する侵害、青少年保護条項の侵害、プライバシーないし public decency の侵害として。

アメリカにおいて、性風俗に関する最高裁判所の態度は、ウォレン・コートの下で自由化の方向へ進んでいたが、バーガー・コートの保守的態度と共に、少しくふれもどしがきていると言われる。阪本昌成「道徳とプライバシー」広大政経論叢二三・二四巻、椎村透「アメリカにおける猥褻の罪」刑法雑誌二巻三号等参照。

我国の場合、同じようく支配層の觀念形態を代表するグループと所謂知識人批判グループとが対立する。刑法改正草案に対しては、昔わば批判グループから次のような批評が為されている。問題は、権威主義国家觀が頂点に達したと思われる戦前の草案と、このような國家觀の根本的反省と否定の上に立つ民主的、個人主義的国家觀を前提とする戦後の草案が、どうしてこれほど酷似したものとならねばならなかつたかにある、と。中義勝「風俗を害する罪」法律時報臨時増刊一九七五年四月、一九三頁。草案グループは、モラリズムの觀點から、価値觀の分裂の微しの著しい時点だからこそ厳しくコンセンサスをうち固める必要があるとして、刑の重罰化を図っている。これに對して、批判グループは、大体二つの理由で反対する。一つは、犯罪的知見——例えば、公然猥褻罪の行為者は病的性格者（露出症）であることが多いということ——である。今一つは、保護法益との関係で、もともと猥褻行為を罰するのは、猥褻行為それ自体を一般に不可とするところにあるのではなく、それが不特定多数人の観聴に達すべき状況下に為され、見たくもない人の眼にもおしつけがましく示される点に被害があるからだと考えられる、ということである。中義勝一九四頁。又、單なる倫理の問題は、刑罰以外の手段に委ねるのが妥当であり、行為そのものを反倫理的として处罚するのではなく、そのような行為が、公然と行われた場合に、人々の感情を傷つけるものとして、即ち一つのニューサンスとして处罚すべきもの、ということになるであろう。平野竜一「現代における刑法の機能」現代法一一、一八——九頁。

(2) 中義勝 前掲一九二頁。

- (3) ボアソナード刑法草案註釈卷の下。
- (4) 宮城浩蔵 刑法正義下 明治二六年 五〇一頁。勝本勘三郎 刑法折義各論の部上巻 明治三三年 六七五頁。
- (5) 山岡万之助 刑法原理全 大正一一年 五九八一九頁。
- (6) 岡田庄作 刑法原理各論 大正一一年 三六六頁。
- (7) 新保勘解人 日本刑法要論 昭和二年 二二三一四頁。
- (8) 小野清一郎博士によれば、猥褻の行為の中には猥褻の言語を弄することを含まないとされる。刑法講義全 昭和一五年 四五一頁。
- (9) 滝川幸辰 刑法各論 一九〇頁。
- (10) 井上正治 刑法各論 二二五一一頁。
- (11) 江家義男 増訂刑法各論 一七二頁。
- (12) ボケット註釈全書刑法第三版 四一二一三頁。大塚仁「性と刑法」現代法一、六六頁。
- (13) 藤木英雄 刑法各論 一一六頁。
- (14) 大谷実 別冊法学セミナー刑法 一五七頁。
- (15) 田中久智「規範的構成要件要素の研究」法政研究三一巻四一七頁。同「わが国における猥褻文書概念の研究(1)」熊本法学一四号。同「文芸裁判と猥褻の概念」刑法雑誌一六巻一号。
- (16) ボアソナード刑法草案註釈卷の下 二二三五頁。
- (17) 大谷「前掲」一五七頁。
- (18) 植松正「猥褻罪の二形態と身体露出罪」日法一四巻五一一八号。
- (19) 福岡高判昭二七年一〇月二八日、高刑集五巻一二号一八五頁。井上泰宏「性の誘惑と犯罪」阪本「精神分析研究一二巻二号」五一七頁。長谷川「性犯罪者の精神医学的研究」東京慈恵会医科大学誌七五巻一号四二二八頁。沢登佳人・沢登俊雄「性倒錯の

性交・性犯罪。

- (20) J. Drzaga, Sex Crimes, 1960 p. 23.
- (21) 『性交・性犯罪』、新潮社出版部。
- (22) H. Horstkotte, Kuppelei, „Verführung und Exhibitionismus nach dem Vierten Gesetz zur Reform des Strafrechts“, 29 JZ 84—90, 1974. 仙形矩一「性交・性犯罪」実法研究会編著。A. K. Gigeroff, Sexual Deviations in the Criminal Law, 1968.
- (23) The American Law Institute, Model Penal Code : Tentative Draft No. 13, sections 213. 4 and 251. 1.
- (24) "Criminal offense predicated upon indecent exposure", 93 A. L. R. 996; 94 A. L. R. 2d 1353. 仙形矩一著。
- (25) 93 A. L. R. 997.
- (26) Ibid.
- (27) Ibid. p. 998.
- (28) 231 S. W. 2d 86, 94 A. L. R. 2d 1356.
- (29) 93 A. L. R. 998.
- (30) Ibid.
- (31) Ibid. p. 999.
- (32) Ibid., 43 A. 253.
- (33) 62 A. 1006, 93 A. L. R. 999.
- (34) 72 S. E. 2d 241, 94 A. L. R. 2d 1358.
- (35) 93 A. L. R. 999.

- (36) Ibid. p. 1000.
- (37) Ibid.
- (38) 62 A. 1006, 93 A. L. R. 999.
- (39) 93 A. L. R. 1000.
- (40) Ibid.
- (41) Ibid.
- (42) 130 A. 2d 578, 94 A. L. R. 2d 1358.
- (43) 292 P. 2d 570, 94 A. L. R. 2d 1361.
- (44) 273 N. Y. S. 2d 266, 94 A. L. R. 2d 1361.
- (45) 316 P. 2d 222, 94 A. L. R. 2d 1361.
- (46) 380 P. 2d 274, 94 A. L. R. 2d 1361.
- (47) 241 P. 2d 108, 94 A. L. R. 2d 1362.
- (48) 1 So. 2d 857, 94 A. L. R. 2d 1363.
- (49) See Green v. State (1962 Ga.) 127 S. E. 2d 383, 94 A. L. R. 2d 1363.
- (50) 94 A. L. R. 2d 1363.
- (51) 368 S. W. 2d 610, 94 A. L. R. 2d 1364.
- (52) 125 A. 2d 735, 94 A. L. R. 2d 1364.
- (53) 290 P. 2d 250, 94 A. L. R. 2d 1365.
- (54) 285 S. W. 2d 515, 94 A. L. R. 2d 1365.
- (55) 34 So. 2d 905, 94 A. L. R. 2d 1365.

- (59) 82 N. E. 2d 105, 94 A. L. R. 2d 1370.
(60) 56 A. 2d 851, 94 A. L. R. 2d 1372.
(61) 199 S. W. 2d 896, 94 A. L. R. 2d 1372.
(62) 368 P. 2d 507, 94 A. L. R. 2d 1373.

(63) 18 A. 2d 879, 94 A. L. R. 2d 1373.

(64) 321 S. W. 2d 809, 94 A. L. R. 2d 1373. Com. v. Davidson (1972 Pa.) 289 A. 2d 250 有り、× - 2. 有り、無事 - 1.
レバ、業者等は常に運送業者、輸入業者等に連絡を取らねば、運送業者が責任を負ふ。

(65) 316 P. 2d 222, 94 A. L. R. 2d 1374.

(66) 345 P. 2d 902, 94 A. L. R. 2d 1374.

(67) 178 A. 2d 434, 94 A. L. R. 2d 1375.

(68) 188 A. 2d 344, 94 A. L. R. 2d 1375.

(69) 28 N. W. 2d 851, 94 A. L. R. 2d 1376.

(70) 115 S. E. 2d 736, 94 A. L. R. 2d 1377.

(71) State v. De Camillo (1961 Ohio) 176 N. E. 2d 354, 94 A. L. R. 2d 1379. レバ State v. Borchard (1970 Ohio)

264 N. E. 2d 646 レバ、第三段落の後 - 2. レバ、本条の後半部分が削除された。

(72) Peo. v. Burke (1935 N. Y.) 196 N. E. 565, 94 A. L. R. 2d 1380.

(73) St. ex rel. Church v. Brown (1956 Ohio) 133 N. E. 2d 333, app. dism'd. 77 S. Ct. 126. Campbell v. State

(1960 Tex.) 338 S. W. 2d 255, cert. den. 81 S. Ct. 356, reh. den. 81 S. Ct. 703.

(74) 116 N. Y. S. 2d 351, 94 A. L. R. 2d 1383.

(75) 96 So. 2d 821, 94 A. L. R. 2d 1383.

- (73) 321 N. E. 2d 164.
- (74) 463 F. 2d 615.
- (75) Austin McCawley, "Exhibitionism and Acting Out," 6 Comprehensive Psychiatry 396, 1965. Petri, "Exhibitionismus", 40 Nervenarzt 220, 1969.
- (76) Silberman, "The Treatment of Exhibitionism", 5 Bull. Menninger Clinic 85, by McCawley, supra p. 397.
- (77) Freese, "Group Therapy with Exhibitionists and Voyeurs," Social Work, March 1972.
- (78) Rickles, "Exhibitionism," 95 J. New. Ment. Dis. 11, 1942, by McCawley, supra. p. 397. Veraa, "Probation Officer Treatment for Exhibitionists," 40 Federal Probation 54, 1976.
- (79) Kopp, "Character Structure of Sex Offenders," 16 Am. J. Psychother. 64, 1962, by McCawley, supra p. 397.
- (80) Selling, "Significant Factors in the Study and Treatment of Sex Offenders," 149 Med. Rec. 173, 1939. by McCawley, supra p. 397. Smukler & Schiebel, "Personality Characteristics of Exhibitionists," 36 Diseases of the Nervous System 600, 1975. 『精神科医のための精神疾患の診断と治療』、浜田伸也著、講談社学術文庫。
- (81) Rickles, supra. Witzig, "The Group Treatment of Male Exhibitionists," 125 Am. J. Psychiatry 179, 1968.
- (82) Mohr, Turner & Ball, "Exhibitionism and Pedophilia", 8 Corrective Psychiat. J. Soc. Therapy 172, 1962, by McCawley, supra p. 398. Gigeroff, Mohr & Turner, "Sex Offenders on Probation : The Exhibitionist," Federal Probation, Sep. 1968. Gigeroff, Sexual Deviations in the Criminal Law, 1968. Norwood East. "Sex Offenders," in Mental Abnormality and Crime, ed. by Rodzinowicz & Turner, 177, 1947, p. 180 et seq.
- (83) Smith, Rhods & Llewellyn, "Exhibitionism," 22 No. Car. Med. J. 261, 1961, by McCawley, supra p. 398.
- (84) 『性暴力犯の社会的背景』、Karpman.

- "Considerations Bearing on The Problems of Sexual Offenses," 43 J. Cri. L., Crimi. & P. S. 13, 1952.
- Guttmacher & Welhoven, "Sex Offenses," 43 J. Cri. L., Crimi. & P. S. 153, 1952.
- (85) Glover, "Aggression and Sado-Masochism," in The Pathology and Treatment of Sexual Deviation, 146, 1964,
論
by McCawley, supra p. 399.
- (86) Floch, "The Treatment of a Chronic Case of Exhibitionism by Means of the Autobiographic Method of
Analysis," 37 J. Crim. L. & Crimi, 316, 1946.
- (87) Schmideberg, "On Treating Exhibitionism," 16 Int. J. Offender Therapy & Comparative Criminology, 1972.
Schmideberg, "Delinquent acts as perversions and fetishes," 37 Int. J. Psychoanal. 422, 1956. McCawley,
supra.
- (88) Allen, "The Sexual Perversions and Abnormalities, 1949, pp. 243-245, by McCawley, supra p. 399.
- (89) #カ・村上・加田辰 進路研究。カカノ・佐々木歌「犯罪学における精神分析の機能とむちの理論的評議」 ハセニ一版
収。
- (90) Max Grunhut, "Penal and Corrective Treatment of Sexual Offenders," in Sexual Crime Today, 1960,
p. 3.

(遺稿) 刑事心理学は最初、刑事責任論が中心的問題を予定していたが、準備不足のまま、せり込みの小稿をねじた。本稿は、
数年前日本司法精神病医科学会での研究の準備についてややわざめかねておいたものである。